

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県国民健康保険財政安定化基金条例（秋田県条例第1号）

- 1 市町村の国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項各号に掲げる事業に充てる資金として、同項の規定に基づき、秋田県国民健康保険財政安定化基金を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第2号）

- 1 子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例及び秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第3号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成28年6月23日）から施行することとした。



◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行により特定遊興飲食店営業の許可に係る営業許容地域及び当該営業の営業時間の制限等を定めるほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。



◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第382号）による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者等から手数料を徴収するほか、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成28年6月23日ほかから施行することとした。

